

街路灯要望書の考え方と注意点

① 街路灯設置根拠

- ・街路灯設置は、原則市が管理する道路の通行環境の改善を目的としています。
- ・市街路灯設置基準に基づき設置します。
- ・法律・条例・規則によるものではありません。(任意設置)
- ・自治会・個人でも設置可能です。
※土木管理課や土地所有者に占用等の手続きが必要です。
※設置管理費用・電気料金は設置者負担です。
※市設置基準を満たしていない街路灯は、市への引継ぎは出来ません。

② 要望者の役割

- ・設置場所の決定は地元でお願いします。
- ・NTT 柱・ポール設置で民地箇所の場合、土地所有者の同意書の提出が必要です。
- ・付近住民さんの承諾を得てください。
- ・耕作地付近設置箇所は、耕作者の承諾も得てください。

③ 市の役割

- ・設置施工・費用の負担を行います。
- ・設置後の電気料金を負担します。
- ・機器修繕等のメンテナンスを行います。
- ・機器の更新を行います。

④ その他

- ・要望書は持参もしくは郵送で、ご提出をお願いします。
回答等につきましては、受付してから時間が掛かります。
進捗状況等につきましては、要望者から市へお問い合わせください。
- ・また、設置可能の連絡をさせていただいてからも、器具が点灯するまでに約1ヶ月程度かかる場合がございます。
(例：器具の取り付けに1～2週間、電源工事に1～2週間)
- ・お急ぎの場合は、自治会で設置をお願いします。
(市設置基準を満たしている街路灯であれば、設置後の引継ぎが可能です)